

市税概要

令和2年度



松 本 市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

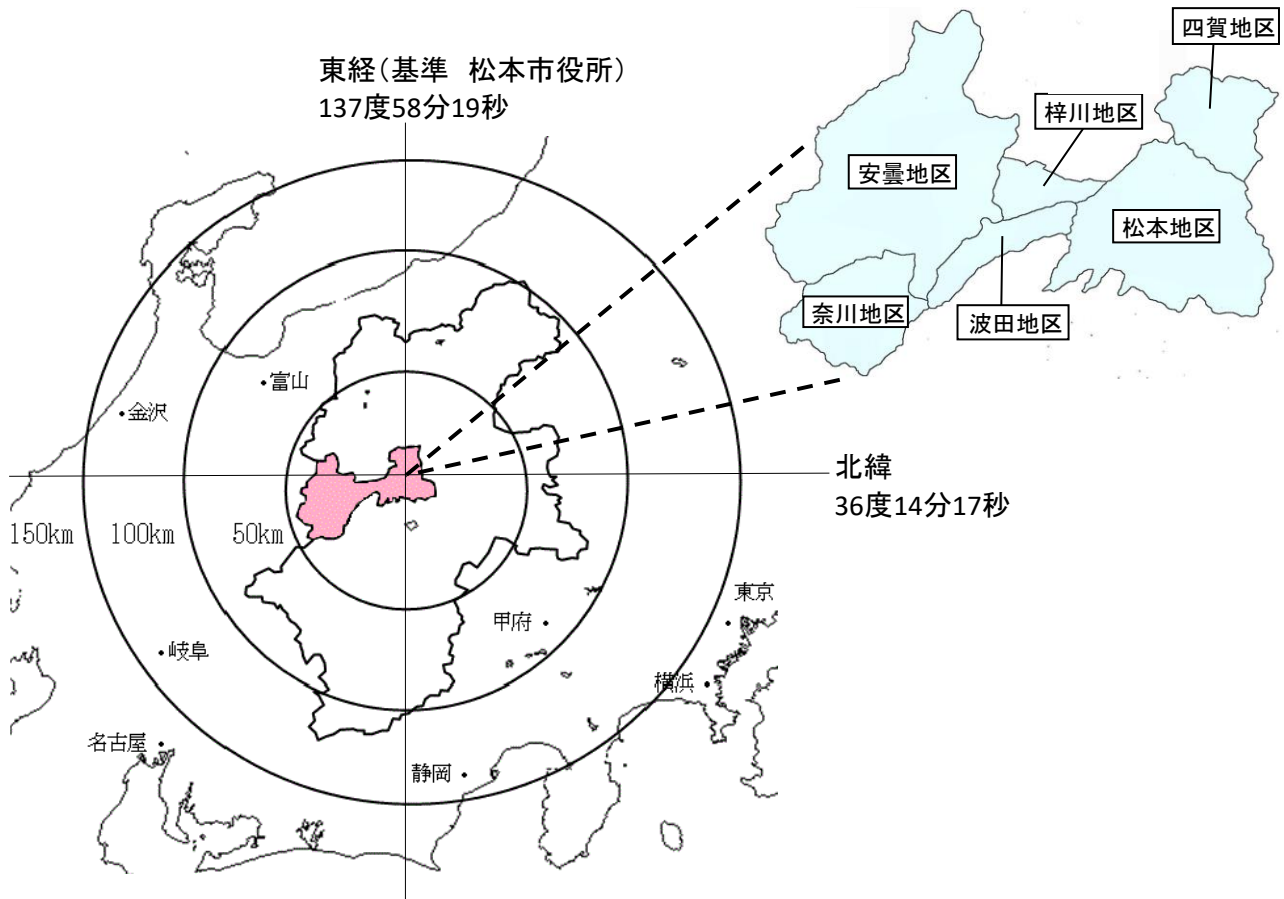
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km²で県下最大の広さです。

四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積	978.47km ²
人口	239,281人



目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	2年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	元年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別課税額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	2年度課税状況調（当初）	14
5	2年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

I 市の概要

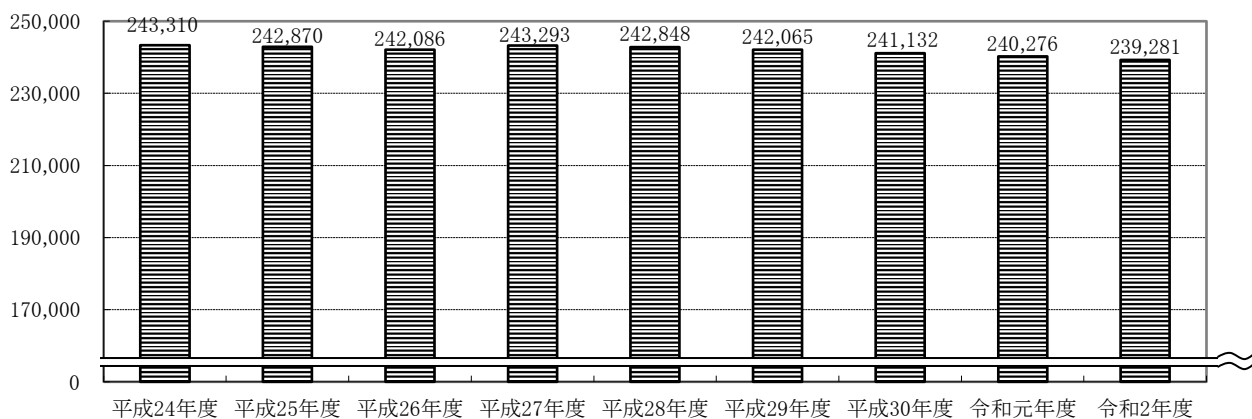
1 人口・世帯の推移

<面積> 978.47km²

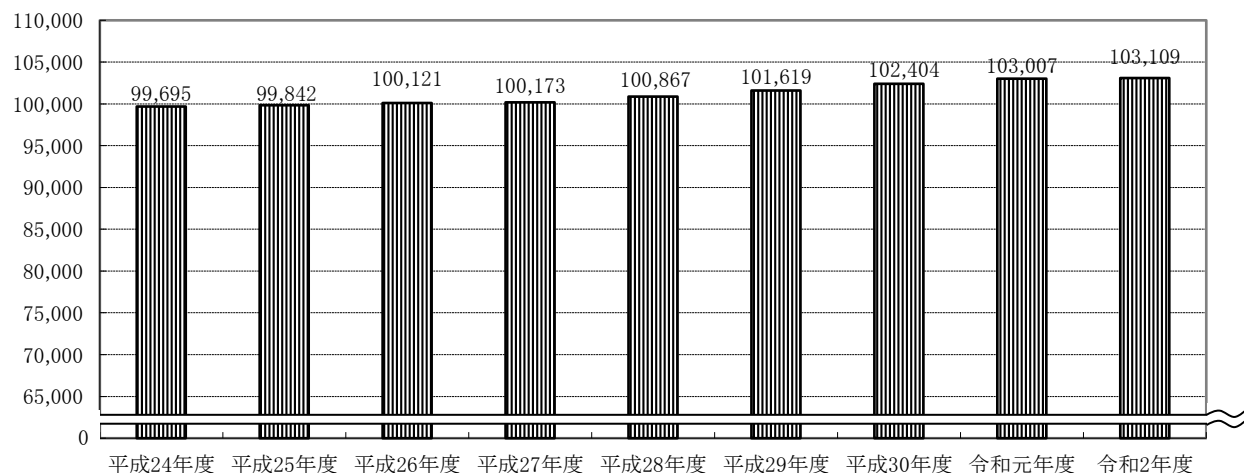
	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,173	119,479	123,814	243,293	2.4	249
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	103,109	117,541	121,740	239,281	2.3	245

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在)
令和2年度は情報政策課「松本市人口統計」(4月1日現在)

【人 口】



【世 帯】



2 市の予算と決算

(1) 令和2年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	89,510,000	100.0	合 計	89,510,000	100.0
1 市 税	36,651,850	40.9	1 議 会 費	461,710	0.5
2 地 方 譲 与 税	803,550	0.9	2 総 務 費	11,443,280	12.8
3 利 子 割 交 付 金	29,000	0.0	3 民 生 費	34,586,000	38.6
4 配 当 割 交 付 金	100,000	0.1	4 衛 生 費	5,366,930	6.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	0.1	5 労 働 費	152,060	0.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	370,000	0.4	6 農 林 水 産 業 費	2,472,820	2.8
7 地 方 消 費 税 交 付 金	5,803,000	6.5	7 商 工 費	2,676,970	3.0
8 ゴルフ場利用税交付金	29,000	0.0	8 土 木 費	7,917,190	8.8
9 環 境 性 能 割 交 付 金	69,860	0.1	9 消 防 費	2,636,830	2.9
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	34,000	0.0	10 教 育 費	9,993,670	11.2
11 地 方 特 例 交 付 金	99,170	0.1	11 公 債 費	9,333,000	10.4
12 地 方 交 付 税	11,940,000	13.3	12 諸 支 出 金	2,319,540	2.6
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	43,530	0.0	13 予 備 費	150,000	0.2
14 分 担 金 及 び 負 担 金	516,000	0.6			
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,737,650	1.9			
16 国 庫 支 出 金	11,629,050	13.0			
17 県 支 出 金	5,792,590	6.5			
18 財 産 収 入	404,170	0.5			
19 寄 附 金	26,440	0.0			
20 繰 入 金	3,831,220	4.3			
21 繰 越 金	30,000	0.0			
22 諸 収 入	3,422,420	3.8			
23 市 債	6,047,500	6.8			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 令和元年度一般会計決算状況

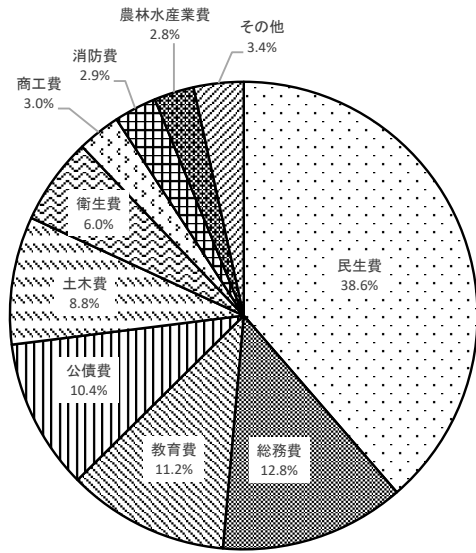
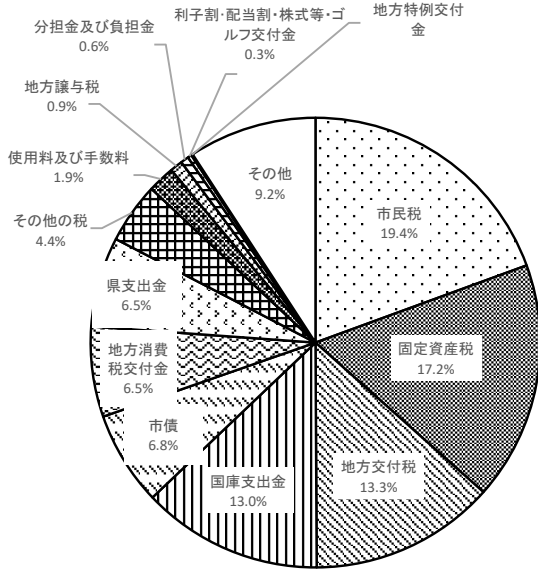
(単位:千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	95,494,728	100.0	合 計	92,223,509	100.0
1 市 税	37,323,830	39.1	1 議 会 費	453,201	0.5
2 地 方 譲 与 税	875,782	0.9	2 総 務 費	14,907,514	16.2
3 利 子 割 交 付 金	32,934	0.0	3 民 生 費	33,413,097	36.2
4 地 方 消 費 税 交 付 金	4,711,236	4.9	4 衛 生 費	5,176,652	5.6
5 ゴルフ場利用税交付金	29,854	0.0	5 労 働 費	227,025	0.2
6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	119,050	0.1	6 農 林 水 産 業 費	2,450,117	2.7
7 環 境 性 能 割 交 付 金	28,903	0.0	7 商 工 費	3,137,725	3.4
8 配 当 割 交 付 金	144,853	0.2	8 土 木 費	8,210,760	8.9
9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,160	0.1	9 消 防 費	2,810,933	3.0
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	35,087	0.0	10 教 育 費	9,623,536	10.4
11 地 方 特 例 交 付 金	868,952	0.9	11 公 債 費	9,429,316	10.2
12 地 方 交 付 税	13,712,685	14.4	12 諸 支 出 金	2,349,731	2.5
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,188	0.0	13 予 備 費	0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	940,334	1.0	14 災 害 復 旧 費	33,902	0.0
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,667,399	1.7			
16 国 庫 支 出 金	11,919,114	12.5			
17 県 支 出 金	5,390,740	5.6			
18 財 産 収 入	475,787	0.5			
19 寄 附 金	32,957	0.0			
20 繰 入 金	4,551,747	4.8			
21 繰 越 金	2,357,129	2.5			
22 諸 収 入	2,515,907	2.6			
23 市 債	7,631,100	8.0			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

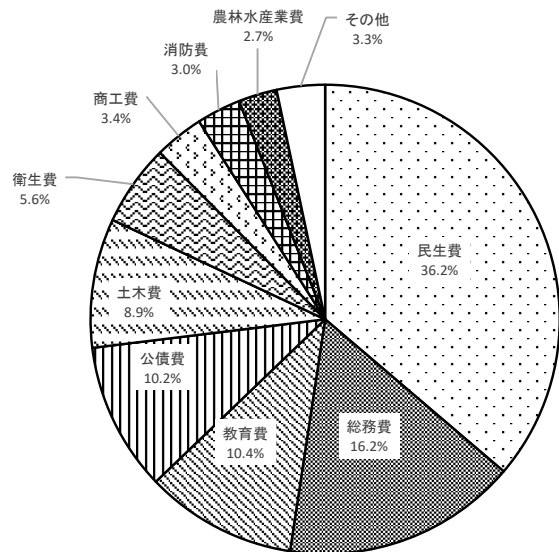
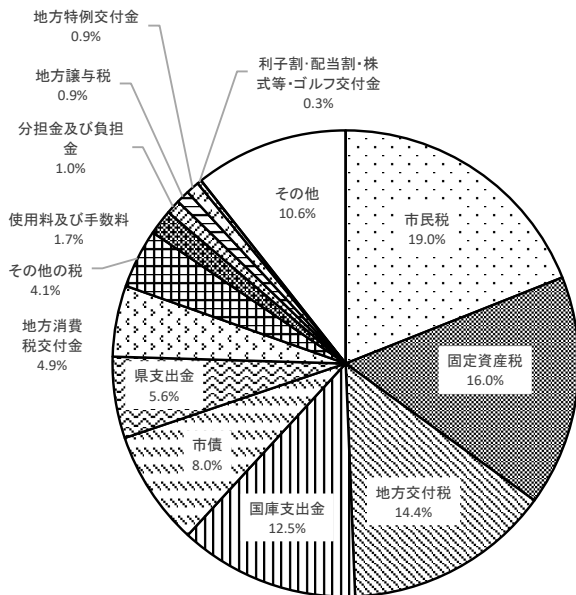
令和2年度一般会計当初予算

歳入 89,510,000千円 歳出 89,510,000千円



令和元年度一般会計決算額

歳入 95,494,728千円 歳出 92,223,509千円



3 税務機構と事務分掌

(令和2年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事務分掌	
財	市民税課		1							1		
		庶務担当		(2) 2	1		1	1	1	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(4) 5	4		3	6	3	1	22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	7	5	0	4	7	4	2	30	
政	資産税課		1							1		
		庶務担当		(1) 1	1		1	1		2	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地担当		1	2		2	2		1	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(3) 4	2		3	3	1	6	19	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	6	5	0	6	6	1	9	34	
部	納税課		1							1		
		庶務担当		(1) 2	1	1	1	2	0	0	7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(2) 6	2	1	3	11	3	3	29	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	8	3	2	4	11	3	3	37	

健康福祉部	保険課		1							1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当		(5) 7	7		3	3	3	5		28
		計	1	7	7	0	3	3	3	5		29

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 2年度市税の当初予算

区 分		令和2年度 当初予算額(A)	令和元年度 当初予算額(B)	令和元年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 36,651,850	千円 36,796,840	千円 36,976,940	% △ 0.4	
1	市 民 税	17,382,000	17,854,000	17,925,000	△ 2.6	
(1)	個 人	現年課税分	14,005,000	13,783,000	13,854,000	1.6
		滞納繰越分	104,000	127,000	127,000	△ 18.1
(2)	法 人	現年課税分	3,262,000	3,939,000	3,939,000	△ 17.2
		滞納繰越分	11,000	5,000	5,000	120.0
2	固 定 資 産 税	15,355,850	15,106,000	15,215,100	1.7	
(1)	純固定資産税	現年課税分	15,131,000	14,859,000	14,968,100	1.8
		滞納繰越分	84,000	107,000	107,000	△ 21.5
(2)	交 付 金	140,850	140,000	140,000	0.6	
3	軽 自 動 車 税	736,000	692,840	692,840	6.2	
(1)	種別割	現年課税分	701,000	684,000	684,000	2.5
		滞納繰越分	7,000	7,000	7,000	0.0
(2)	環境性能割	28,000	1,840	1,840	1421.7	
4	市 た ば こ 税	1,432,000	1,434,000	1,434,000	△ 0.1	
5	入 湯 税		86,000	86,000	86,000	0.0
		現年課税分	86,000	86,000	86,000	0.0
		滞納繰越分	0	0	0	-
6	都 市 計 画 税		1,660,000	1,624,000	1,624,000	2.2
		現年課税分	1,651,000	1,612,000	1,612,000	2.4
		滞納繰越分	9,000	12,000	12,000	△ 25.0
国民健康保険税		4,986,190	5,064,990	5,191,810	△ 1.6	
(1)	(ア)一般分	現年課税分	3,278,220	3,293,450	3,385,660	△ 0.5
		滞納繰越分	143,870	170,340	163,770	△ 15.5
	(イ)退職分	現年課税分	110	3,430	4,420	△ 96.8
		滞納繰越分	1,250	2,330	2,850	△ 46.4
(2)	(ア)一般分	現年課税分	1,121,200	1,134,950	1,163,290	△ 1.2
		滞納繰越分	48,050	54,420	54,500	△ 11.7
	(イ)退職分	現年課税分	30	990	1,520	△ 97.0
		滞納繰越分	420	740	940	△ 43.2
(3)	(ア)一般分	現年課税分	370,070	376,980	387,300	△ 1.8
		滞納繰越分	22,590	25,350	25,450	△ 10.9
	(イ)退職分	現年課税分	20	1,300	1,250	△ 98.5
		滞納繰越分	360	710	860	△ 49.3

2 税目別決算額比較表

科 目	平成 28 年 度					平成 29 年 度				
	決 算 額					決 算 額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
合 計	37,285,808	△ 0.7	35,749,498	△ 0.2	95.88	37,931,826	1.7	36,623,487	2.4	96.55
現年課税分	35,702,389	△ 0.4	35,305,760	△ 0.3	98.89	36,550,196	2.4	36,226,628	2.6	99.11
滞納繰越分	1,583,419	△ 7.1	443,738	3.2	28.02	1,381,630	△ 12.7	396,859	△ 10.6	28.72
1 市 民 税	17,827,700	△ 2.1	17,152,049	△ 1.8	96.21	18,447,362	3.5	17,850,718	4.1	96.77
現年課税分	17,134,946	△ 2.0	16,940,383	△ 1.9	98.86	17,821,314	4.0	17,655,675	4.2	99.07
滞納繰越分	692,754	△ 4.4	211,666	2.9	30.55	626,048	△ 9.6	195,043	△ 7.9	31.15
2 固 定 資 産 税	15,490,859	0.4	14,745,133	1.2	95.19	15,559,422	0.4	14,948,199	1.4	96.07
現年課税分	14,714,792	0.9	14,543,671	1.2	98.84	14,905,431	1.3	14,774,135	1.6	99.12
滞納繰越分	776,067	△ 9.3	201,462	2.9	25.96	653,991	△ 15.7	174,064	△ 13.6	26.62
3 軽自動車税	643,608	18.7	610,877	19.4	94.91	670,979	4.3	638,639	4.5	95.18
現年課税分	616,744	20.1	604,351	19.7	97.99	642,594	4.2	630,970	4.4	98.19
滞納繰越分	26,864	△ 5.6	6,526	△ 4.4	24.29	28,385	5.7	7,669	17.5	27.02
4 市たばこ税	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00
現年課税分	1,566,460	△ 3.7	1,566,460	△ 3.7	100.00	1,490,386	△ 4.9	1,490,386	△ 4.9	100.00
滞納繰越分	0.0	—	0.0	—	—	0.0	—	0.0	—	—
5 入 湯 税	93,590	△ 1.3	92,172	1.4	98.48	91,540	△ 2.2	89,573	△ 2.8	97.85
現年課税分	89,934	△ 4.7	89,914	△ 0.7	99.98	89,142	△ 0.9	88,368	△ 1.7	99.13
滞納繰越分	3,656	740.5	2,258	530.7	61.73	2,398	△ 34.4	1,205	△ 46.6	50.25
6 都 市 計 画 税	1,663,591	0.4	1,582,807	1.4	95.14	1,672,137	0.5	1,605,972	1.5	96.04
現年課税分	1,579,513	1.1	1,560,981	1.4	98.83	1,601,329	1.4	1,587,094	1.7	99.11
滞納繰越分	84,078	△ 12.0	21,826	3.1	25.96	70,808	△ 15.8	18,878	△ 13.5	26.66
国民健康保険税	7,725,482	6.6	5,664,426	10.8	73.32	7,423,084	△ 3.9	5,475,917	△ 3.3	73.77
現年課税分	5,862,317	10.2	5,375,121	11.2	91.69	5,629,608	△ 4.0	5,189,213	△ 3.5	92.18
滞納繰越分	1,863,165	△ 3.3	289,305	2.6	15.53	1,793,476	△ 3.7	286,704	△ 0.9	15.99

平成30年度					令和元年度				
決算額					決算額				
調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
37,690,180	△ 0.6	36,693,507	0.2	97.36	38,176,430	1.3	37,323,830	1.7	97.77
36,559,379	0.0	36,302,738	0.2	99.30	37,271,266	1.9	37,027,538	2.0	99.35
1,130,801	△ 18.2	390,770	△ 1.5	34.56	905,164	△ 20.0	296,292	△ 24.2	32.73
18,257,598	△ 1.0	17,759,175	△ 0.5	97.27	18,553,523	1.6	18,126,306	2.1	97.70
17,706,939	△ 0.6	17,572,235	△ 0.5	99.24	18,100,721	2.2	17,973,317	2.3	99.30
550,659	△ 12.0	186,941	△ 4.2	33.95	452,802	△ 17.8	152,989	△ 18.2	33.79
15,523,507	△ 0.2	15,102,092	1.0	97.26	15,649,828	0.8	15,291,217	1.3	97.69
15,028,441	0.8	14,927,536	1.0	99.32	15,268,352	1.6	15,171,065	1.6	99.36
495,066	△ 24.3	174,556	0.3	35.26	381,476	△ 22.9	120,152	△ 31.2	31.50
695,295	3.6	665,279	4.2	95.68	724,104	4.1	696,993	4.8	96.26
665,740	3.6	656,293	4.0	98.58	696,075	4.6	687,709	4.8	98.80
29,555	4.1	8,986	17.2	30.41	28,029	△ 5.2	9,284	3.3	33.12
1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00
1,457,213	△ 2.2	1,457,213	△ 2.2	100.00	1,481,381	1.7	1,481,381	1.7	100.00
0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
93,484	2.1	92,225	3.0	98.65	86,901	△ 7.0	86,375	△ 6.3	99.40
91,491	2.6	90,812	2.8	99.26	85,662	△ 6.4	85,526	△ 5.8	99.84
1,993	△ 16.9	1,413	17.3	70.90	1,239	△ 37.8	849	△ 39.9	68.49
1,663,083	△ 0.5	1,617,523	0.7	97.26	1,680,693	1.1	1,641,558	1.5	97.67
1,609,555	0.5	1,598,649	0.7	99.32	1,639,075	1.8	1,628,540	1.9	99.36
53,528	△ 24.4	18,874	0.0	35.26	41,618	△ 22.3	13,018	△ 31.0	31.28
7,146,146	△ 3.7	5,349,243	△ 2.3	74.85	6,848,618	△ 4.2	5,175,301	△ 3.3	75.57
5,460,036	△ 3.0	5,073,756	△ 2.2	92.93	5,327,346	△ 2.4	4,934,905	△ 2.7	92.63
1,686,110	△ 6.0	275,487	△ 3.9	16.34	1,521,272	△ 9.8	240,396	△ 12.7	15.80

3 元年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 37,271,266	千円 905,164	千円 38,176,430	千円 37,027,538
普 通 税	計	35,546,529	862,307	36,408,836	35,313,472
	1 市 民 税	18,100,721	452,802	18,553,523	17,973,317
	(1) 個人均等割	427,545	13,030	440,575	424,579
	(2) 個人所得割	13,610,864	414,170	14,025,034	13,496,043
	(上記のうち退職所得分)	104,357	—	104,357	104,357
	(3) 法人均等割	976,253	6,152	982,405	973,863
	(4) 法人税割	3,086,059	19,450	3,105,509	3,078,832
	2 固定資産税	15,268,352	381,476	15,649,828	15,171,065
	(1) 純固定資産税	15,128,148	381,476	15,509,624	15,030,861
	ア 土地	5,465,613	137,823	5,603,436	5,430,650
	イ 家屋	7,154,073	180,399	7,334,472	7,108,094
	ウ 償却資産	2,508,462	63,254	2,571,716	2,492,117
	(2) 交付金	140,204	—	140,204	140,204
	3 軽自動車税	696,075	28,029	724,104	687,709
	(1) 種別割	686,423	28,029	714,452	678,057
	(2) 環境性能割	9,652	—	9,652	9,652
4 市たばこ税	1,481,381	—	1,481,381	1,481,381	
目 的 税	計	1,724,737	42,857	1,767,594	1,714,066
	1 入湯税	85,662	1,239	86,901	85,526
	2 都市計画税	1,639,075	41,618	1,680,693	1,628,540
	(1) 土地	842,233	21,385	863,618	836,744
	(2) 家屋	796,842	20,233	817,075	791,796
国民健康保険税		5,327,346	1,521,272	6,848,618	4,934,905

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
296,292	37,323,830	99.35	32.73	97.77	97.36
282,425	35,595,897	99.34	32.75	97.77	97.36
152,989	18,126,306	99.30	33.79	97.70	97.27
4,457	429,036	99.31	34.21	97.38	96.75
141,659	13,637,702	99.16	34.20	97.24	96.75
—	104,357	100.00	—	100.00	100.00
1,652	975,515	99.76	26.85	99.31	99.13
5,221	3,084,053	99.77	26.84	99.31	99.13
120,152	15,291,217	99.36	31.50	97.69	97.26
120,152	15,151,013	99.36	31.50	97.69	97.26
43,411	5,474,061	99.36	31.50	97.69	97.26
56,820	7,164,914	99.36	31.50	97.69	97.26
19,921	2,512,038	99.35	31.49	97.68	97.26
—	140,204	100.00	—	100.00	100.00
9,284	696,993	98.80	33.12	96.26	95.68
9,284	687,341	98.78	33.12	96.21	95.68
—	9,652	100.00	0.00	100.00	—
—	1,481,381	100.00	—	100.00	100.00
13,867	1,727,933	99.38	32.36	97.76	97.33
849	86,375	99.84	68.49	99.40	98.65
13,018	1,641,558	99.36	31.28	97.67	97.26
6,689	843,433	99.35	31.28	97.66	97.26
6,329	798,125	99.37	31.28	97.68	97.26
240,396	5,175,301	92.63	15.80	75.57	74.85

4 市税負担状況調

区 分		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 152,598	% 2.7	円 153,194	% 0.4	円 155,764	% 1.7
	市 民 税 個 人	57,328	2.5	57,583	0.4	58,669	1.9
	純 固 定 資 産 税	61,646	1.6	62,378	1.2	63,223	1.4
	そ の 他 の 税	33,624	5.2	33,233	△ 1.2	33,872	1.9
一世帯当たり	市 税 総 額	349,529	1.5	347,685	△ 0.5	361,474	4.0
	市 民 税 個 人	131,311	1.3	130,688	△ 0.5	136,151	4.2
	純 固 定 資 産 税	141,201	0.4	141,572	0.3	146,720	3.6
	そ の 他 の 税	77,017	4.0	75,425	△ 2.1	78,603	4.2

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
		人	人	人	
合 計	納 税 義 務 者 数	119,554	120,803	121,434	
	均 等 割 の み	8,545	8,672	8,817	
	均等割・所得割合算	111,009	112,131	112,617	
特 別	給 与	納 税 義 務 者 数	80,025	81,557	82,537
		均 等 割 の み	2,299	2,269	2,294
		均等割・所得割合算	77,726	79,288	80,243
徴 収	年 金	納 税 義 務 者 数	18,679	18,872	18,985
		均 等 割 の み	3,144	3,338	3,423
		均等割・所得割合算	15,535	15,534	15,562
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	20,850	20,374	19,912	
	均 等 割 の み	3,102	3,065	3,100	
	均等割・所得割合算	17,748	17,309	16,812	
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	9,672	9,872	9,886	
	年 金	9	9	8	

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	人	人	人
納 税 義 務 者 数	119,617	120,830	121,447
均 等 割 の み	8,596	8,715	8,869
均等割・所得割合算	111,021	112,115	112,578

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 237,379,120	千円 241,868,074	千円 244,954,229
	所 得 割	13,290,001	13,488,255	13,552,181
	均 等 割	382,653	422,877	425,062
	計	13,672,654	13,911,132	13,977,243
特別徴収	所 得 割	10,913,116	11,122,402	11,176,784
	均 等 割	290,232	331,126	334,427
	計	11,203,348	11,453,528	11,511,211
普通徴収	所 得 割	2,376,885	2,365,853	2,375,397
	均 等 割	92,421	91,751	90,635
	計	2,469,306	2,457,604	2,466,032

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 237,379,120	千円 241,868,074	千円 244,954,229
	所 得 割	8,857,741	8,989,813	9,032,283
	均 等 割	239,230	241,649	242,892
	計	9,096,971	9,231,462	9,275,175
特別徴収	所 得 割	7,273,741	7,413,247	7,449,380
	均 等 割	186,415	189,216	191,097
	計	7,460,156	7,602,463	7,640,477
普通徴収	所 得 割	1,584,000	1,576,566	1,582,903
	均 等 割	52,815	52,433	51,795
	計	1,636,815	1,628,999	1,634,698

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
給 与 所 得 者	89,344	80.5	90,842	81.0	91,593	81.3
営 業 等 所 得 者	4,230	3.8	4,181	3.7	4,213	3.7
農 業 所 得 者	629	0.6	612	0.5	547	0.5
そ の 他 の 所 得 者	15,586	14.0	15,402	13.7	15,164	13.5
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	1,220	1.1	1,094	1.0	1,100	1.0
合 計	111,009	100.0	112,131	100.0	112,617	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区 分	平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
給 与 所 得 者	11,029,568	83.1	11,267,493	83.6	11,338,912	83.7
営 業 等 所 得 者	638,423	4.8	646,635	4.8	640,455	4.7
農 業 所 得 者	71,939	0.5	71,286	0.5	52,570	0.4
そ の 他 の 所 得 者	962,467	7.3	959,353	7.1	939,989	6.9
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	566,827	4.3	530,612	3.9	569,636	4.2
合 計	13,269,224	100.0	13,475,379	100.0	13,541,562	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0			

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 2年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者	
	人員	均等割額
給与所得者	4,129	14,451
営業等所得者	708	2,478
農業所得者	125	438
その他の所得者 家屋敷等のみ	3,855	13,493
合計	8,817	30,860
令和元年度	8,672	30,352

備考 7月1日現在の現年課税分

5 2年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る 配当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲渡所得	所得合計額
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額		4,536	2,918,265	31,527	4,624	1,712,618	17,110	2,134,277	6,818,421
10万円超～100万円以下		37,321	50,572,103	2,959	9,820	849,246	3,549	141,106	51,578,783
100万円超～200万円以下		31,647	78,906,857	36,491	10,347	620,466	4,664	121,659	79,700,484
200万円超～300万円以下		17,769	67,314,289	10,039	8,349	414,469	8,715	202,200	67,958,061
300万円超～400万円以下		9,644	49,091,746	6,348	14,838	411,371	0	41,756	49,566,059
400万円超～550万円以下		6,121	39,479,032	11,901	3,674	311,209	10,185	28,665	39,844,666
550万円超～700万円以下		2,072	16,768,571	1	9,241	187,725	14,029	165,343	17,144,910
700万円超～1,000万円以下		1,518	15,548,746	5,209	11,217	140,550	5,055	173,174	15,883,951
1,000万円を超える金額		1,989	40,743,955	11,204	93,771	372,965	38,439	2,930,490	44,190,824
合計		112,617	361,343,564	115,679	165,881	5,020,619	101,746	5,938,670	372,686,159

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
92,015	322,052	11,513,706	96,144	11,850,209
4,243	14,851	662,110	4,951	679,439
549	1,921	52,805	674	55,164
15,810	55,335	1,313,140	19,665	1,381,968
			0	0
112,617	394,159	13,541,761	121,434	13,966,780
112,131	392,459	13,475,510	120,803	13,898,321

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年 度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社	
1千万円以下	50人以下	5,250	5,281	5,363	5,392	
1千万円以下	50人超	51	54	51	53	
1千万円超1億円以下	50人以下	1,240	1,243	1,238	1,222	
1千万円超1億円以下	50人超	108	109	111	111	
1億円超10億円以下	50人以下	445	448	443	450	
1億円超10億円以下	50人超	55	57	61	62	
10億円超	50人以下	621	624	621	626	
10億円超50億円以下	50人超	19	21	20	21	
50億円超	50人超	55	55	53	50	
合 計		7,844	7,892	7,961	7,987	
伸 率		0.5 %	0.6 %	0.9 %	0.3 %	

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
2年度は6月末現在の数値

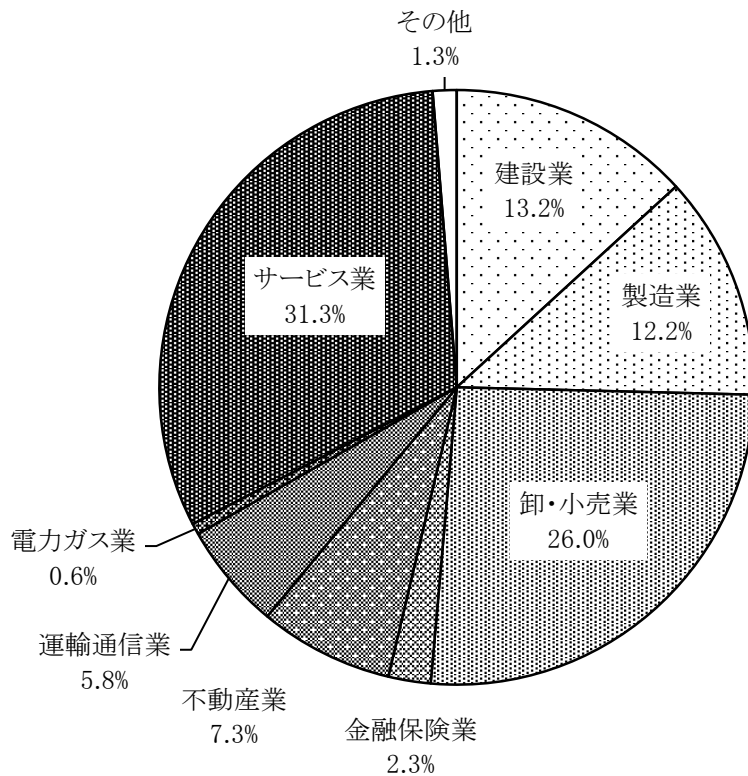
(2) 年度別調定額

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税 割	2,651,251	3,050,764	2,915,092	3,015,418
	均等割	949,648	967,580	964,400	961,669
	計	3,600,899	4,018,344	3,879,492	3,977,087
過年度分	税 割	72,037	55,275	68,310	70,641
	均等割	18,906	16,522	17,166	14,584
	計	90,943	71,797	85,476	85,225
合 計	税 割	2,723,288	3,106,039	2,983,402	3,086,059
	均等割	968,554	984,102	981,566	976,253
	計	3,691,842	4,090,141	3,964,968	4,062,312
	伸 率	△ 5.9 %	10.8 %	△ 3.1 %	2.5 %

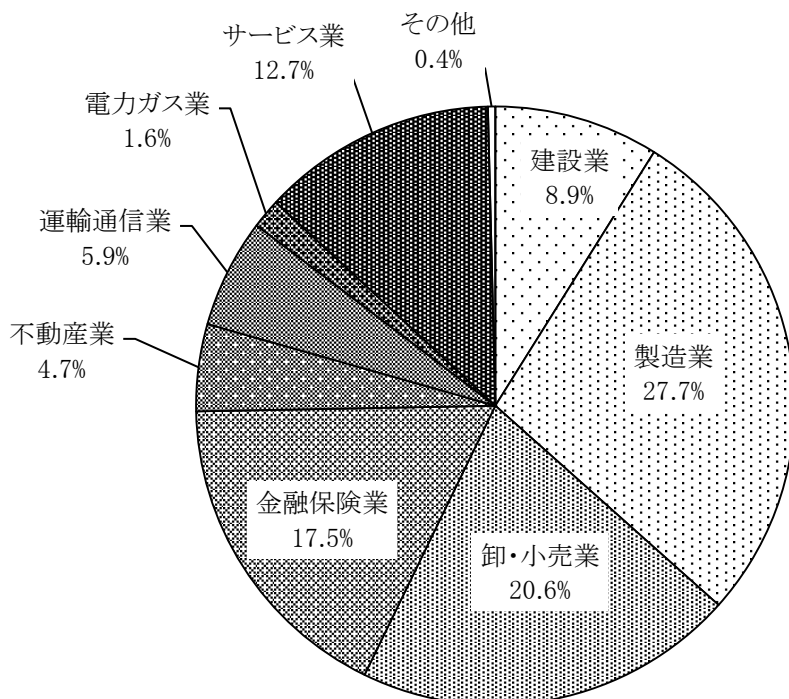
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和元年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法人数 (7,961社)



税割額 (3,015,418千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
28	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
29	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352
30	△ 3.9	23.6	△ 4.4	41.6	△ 72.3	△ 53.2	△ 12.1
	2,983,402	68,310	2,915,092	2,965	854	1,305	221,853
元	3.4	3.4	3.4	160.5	150.5	72.4	14.2
	3,086,059	70,641	3,015,418	7,725	2,139	2,250	253,433

上段 前年対比伸率 %

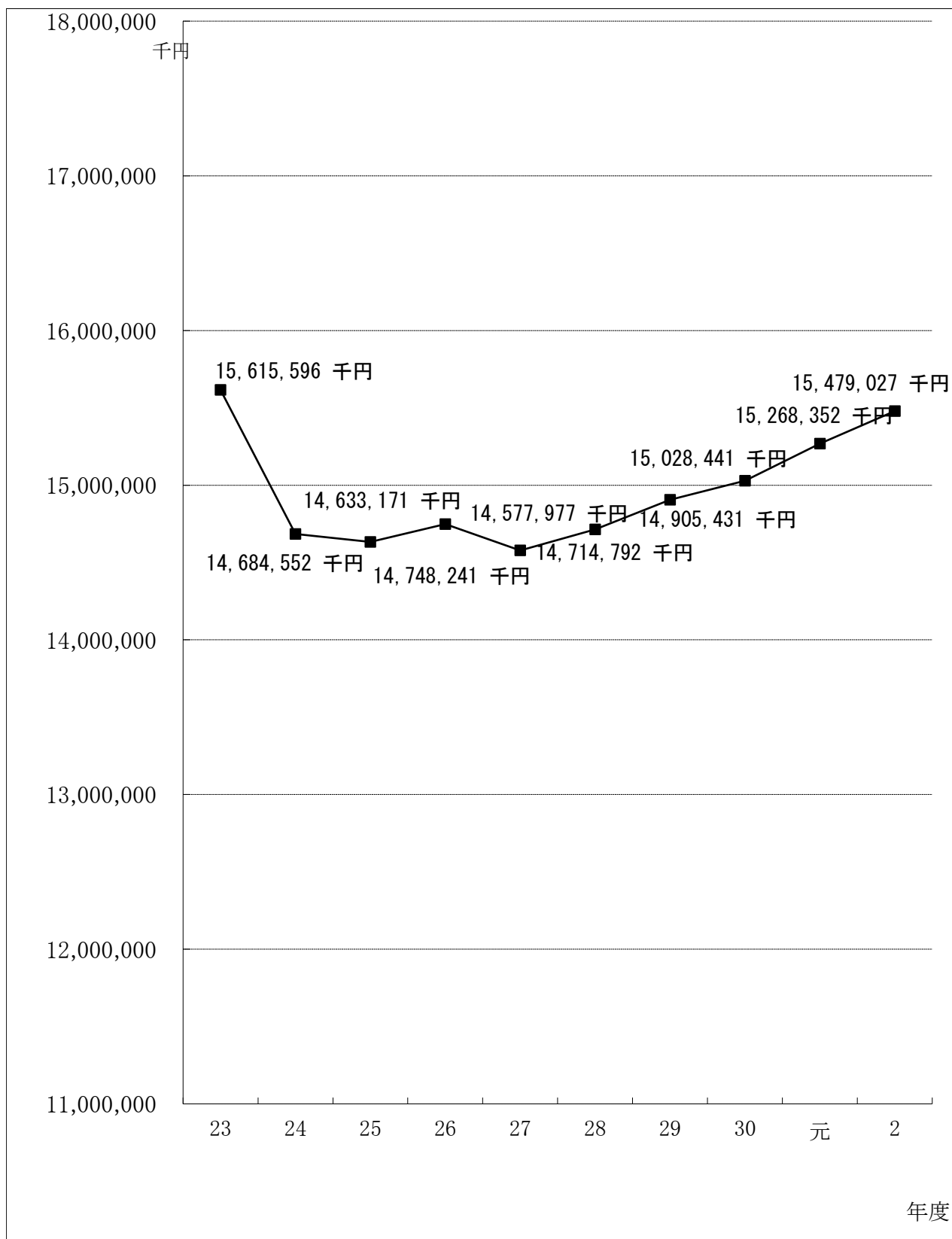
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 2年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
課 税 標 準 額	土 地	395,098,213千円	396,008,059千円	397,072,357千円	397,785,487千円
	家 屋	509,570,041	506,374,571	519,737,641	534,793,209
	償 却 資 産	168,020,197	178,710,023	182,237,725	184,299,334
	計	1,072,688,451	1,081,092,653	1,099,047,723	1,116,878,030
税 額		14,765,356	14,886,391	15,128,148	15,338,281
納 税 義 務 者		92,617人	92,817人	93,397人	93,234人

(注) 1 2年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値
2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
算 定 標 準 額	10,005,435千円	10,146,508千円	10,014,605千円	10,053,384千円
税 額	140,075	142,050	140,204	140,746
納 税 義 務 者	16人	16人	16人	15人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
課 税 標 準 額	1,082,693,886千円	1,091,239,161千円	1,109,062,328千円	1,126,931,414千円
税 額	14,905,431	15,028,441	15,268,352	15,479,027

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	30	203,450	48,906	28,573	39,790
	元	201,659	48,810	28,374	39,997
	2	201,549	48,515	27,901	40,162
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	30	(396,090,305) 1,035,930,077	(13,933,583) 31,180,133	(9,047,475) 32,784,563	(325,644,396) 903,634,998
	元	(397,142,104) 1,037,521,488	(13,930,542) 29,991,487	(8,913,782) 31,216,805	(327,331,984) 908,715,038
	2	(397,800,140) 1,039,338,477	(13,462,001) 28,014,505	(8,869,606) 30,372,701	(329,120,147) 914,262,037
筆 数 (筆)	30	369,834	40,811	39,959	227,734
	元	370,774	40,638	39,646	229,430
	2	372,483	40,231	38,803	231,469
提示平均価額 (円/㎡)	30		140	50	22,956
	元		140	50	22,956
	2		140	50	22,956
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	30	4,796	140 (169)	50 (83)	22,584 (206,500)
	元	4,824	140 (169)	50 (83)	22,588 (204,520)
	2	4,858	141 (169)	50 (83)	22,635 (204,520)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾 泉 地	池 沼	山 林	原 野	雜 種 地
0.585	3,721	68,166	8,938	5,355
0.585	3,721	66,620	8,813	5,323
0.585	3,721	67,096	8,772	5,381
(68,030) 68,030	(107,434) 125,822	(1,534,488) 1,611,487	(387,407) 470,463	(45,367,492) 66,054,581
(68,030) 68,030	(107,344) 125,699	(1,512,001) 1,592,648	(384,374) 467,287	(44,894,047) 65,344,494
(68,030) 68,030	(107,287) 125,617	(1,516,423) 1,596,452	(389,947) 475,932	(44,266,699) 64,423,203
35	352	38,237	10,728	11,978
35	352	38,165	10,638	11,870
35	352	39,094	10,574	11,925
		20		
		20		
		20		
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	48 (41,060)	12,305 (168,000)
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	48 (41,060)	12,253 (167,000)
116,291 (1,927,990)	34 (10,010)	20 (35)	50 (41,060)	11,946 (167,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	30	121,483	18,393 千㎡
	元	121,919	18,541
	2	128,971	18,938
木 造	30	86,020	9,859
	元	86,179	9,899
	2	92,341	10,100
非 木 造	30	35,463	8,534
	元	35,740	8,642
	2	36,630	8,838

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	30	182,327,986 千円
	元	184,175,138
	2	188,404,246
構 築 物	30	35,565,211
	元	36,495,461
	2	36,854,420
機 械 及 び 装 置	30	63,638,151
	元	64,464,841
	2	66,806,177
船 舶	30	2,451
	元	2,443
	2	3,129
航 空 機	30	505,566
	元	55,761
	2	581,433
車 両 及 び 運 搬 具	30	911,410
	元	894,062
	2	867,925
工 具 器 具 及 び 備 品	30	27,108,468
	元	26,868,362
	2	27,490,733
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	30	54,596,729
	元	55,394,208
	2	55,800,429

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格
500,320,604 千円	27,202 円
520,678,126	28,083
535,763,769	28,289
166,110,056	16,849
172,581,612	17,434
178,835,397	17,706
334,210,548	39,162
348,096,514	40,281
356,928,372	40,383

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
178,295,672 千円	3,992,230 千円	120,844,188 千円
180,680,646	2,038,675	124,373,593
184,188,667	1,562,891	128,060,961
35,105,901	299,459	34,806,442
36,086,906	259,213	35,827,693
36,579,670	152,757	36,426,913
61,218,167	3,672,033	57,546,134
62,579,829	1,731,665	60,848,164
64,194,305	1,372,515	62,821,790
2,451	0	2,451
2,443	0	2,443
3,129	0	3,129
505,566	0	505,566
55,761	0	55,761
581,433	0	581,433
911,395	77	911,318
893,786	207	893,579
867,709	107	867,602
27,092,938	20,661	27,072,277
26,793,543	47,590	26,745,953
27,397,606	37,512	27,360,094
53,459,254	—	—
54,268,378	—	—
54,564,815	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		平成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	784	802	883
		床 面 積(m ²)	89,815	92,860	99,647
		決定価格(千円)	5,238,825	5,725,568	5,842,667
	その他	棟 数 (棟)	105	105	110
		床 面 積(m ²)	17,171	23,210	21,292
		決定価格(千円)	835,482	1,258,982	1,105,936
木造以外の屋	棟 数 (棟)	383	320	360	
	床 面 積(m ²)	66,205	77,794	112,309	
	決定価格(千円)	5,309,593	7,897,397	10,136,274	
合 計	棟 数 (棟)	1,272	1,227	1,353	
	床 面 積(m ²)	173,191	193,864	233,248	
	決定価格(千円)	11,383,900	14,881,947	17,084,877	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		平成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	688	663	759
		床 面 積(m ²)	51,452	50,253	57,523
		決定価格(千円)	418,721	447,403	526,544
	その他	棟 数 (棟)	347	403	367
		床 面 積(m ²)	18,317	23,495	21,153
		決定価格(千円)	121,132	130,774	135,024
木造以外の屋	棟 数 (棟)	262	293	366	
	床 面 積(m ²)	50,245	44,382	70,600	
	決定価格(千円)	1,130,323	933,304	1,733,235	
合 計	棟 数 (棟)	1,297	1,359	1,492	
	床 面 積(m ²)	120,014	118,130	149,276	
	決定価格(千円)	1,670,176	1,511,481	2,394,803	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
消 費 本 数	287,310 千本	285,491 千本	261,567 千本
調 定 額	1,490,386 千円	1,457,213 千円	1,481,381 千円

2 入湯税

区 分	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度
課 税 人 員	723,298 人	736,813 人	691,239 人
調 定 額	89,142 千円	91,491 千円	85,662 千円

3 都市計画税

区 分		平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
課 標 準 税 額	土 地	420,340,722 千円	423,401,061 千円	425,925,716 千円
	家 屋	389,140,616 千円	400,582,189 千円	413,648,866 千円
	計	809,481,338 千円	823,983,250 千円	839,574,582 千円
調 定 額		1,609,555 千円	1,639,075 千円	1,669,721 千円
納 税 義 務 者 数		58,930 人	59,339 人	59,600 人

備考 2年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区 分	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
調 定 額	5,464,478 千円	5,278,779 千円	5,166,311 千円
	33,134 世帯	32,103 世帯	31,470 世帯
7割軽減対象世帯数	8,761 世帯	7割軽減対象世帯数 8,512 世帯	7割軽減対象世帯数 8,299 世帯
5割軽減対象世帯数	4,802 世帯	5割軽減対象世帯数 4,720 世帯	5割軽減対象世帯数 4,754 世帯
2割軽減対象世帯数	3,664 世帯	2割軽減対象世帯数 3,537 世帯	2割軽減対象世帯数 3,421 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

(1) 種別割

区 分	年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額		
		一 般	官 公 署	計 (1)						
総 数	30	101,173 台	454 台	101,627 台	454 台	1,555 台	99,618 台	666,091 千円		
	元	101,488	464	101,952	464	1,598	99,890	686,598		
	2	101,927	459	102,386	459	1,670	100,257	711,563		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	30	9,223	41	9,264	41	56	9,167	18,334	
		元	8,803	40	8,843	40	48	8,755	17,510	
		2	8,310	38	8,348	38	48	8,262	16,524	
	50cc超 90cc以下	30	806	17	823	17	5	801	1,602	
		元	778	13	791	13	5	773	1,546	
		2	780	10	790	10	7	773	1,546	
	90cc超 125cc以下	30	1,412	15	1,427	15	4	1,408	3,379	
		元	1,455	18	1,473	18	5	1,450	3,480	
		2	1,512	18	1,530	18	5	1,507	3,617	
	ミニカー	30	136	1	137	1	1	135	500	
		元	136	1	137	1	1	135	500	
		2	136	1	137	1	1	135	500	
軽 自 動 車	二 輪 車 (125cc超 250cc以下)	30	3,173	8	3,181	8	0	3,173	11,423	
		元	3,228	8	3,236	8	0	3,228	11,621	
		2	3,246	8	3,254	8	1	3,245	11,682	
	三 輪 車	30	0	0	0	0	0	0	0	
		元	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
	三 輪 車 (新税率)	30	0	0	0	0	0	0	0	
		元	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
	三 輪 車 (重課税率)	30	3	0	3	0	0	3	14	
		元	4	0	4	0	0	4	18	
		2	4	0	4	0	0	4	18	
	三 輪 車 (75%軽課)	30	0	0	0	0	0	0	0	
		元	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
	三 輪 車 (50%軽課)	30	0	0	0	0	0	0	0	
		元	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0	0	0	0	0	0	0	
三 輪 車 (25%軽課)	30	0	0	0	0	0	0	0		
	元	0	0	0	0	0	0	0		
	2	0	0	0	0	0	0	0		
四 輪 車	乗 用	営業用	30	8	0	8	0	0	8	44
			元	5	0	5	0	0	5	28
			2	4	0	4	0	0	4	22
	乗 用	自家用	30	35,512	60	35,572	60	759	34,753	250,222
			元	32,138	56	32,194	56	716	31,422	226,238
			2	28,354	52	28,406	52	673	27,681	199,303
	貨 物 用	営業用	30	313	0	313	0	4	309	927
			元	272	0	272	0	2	270	810
			2	235	0	235	0	0	235	705
	貨 物 用	自家用	30	9,943	141	10,084	141	113	9,830	39,320
			元	8,675	122	8,797	122	107	8,568	34,272
			2	7,431	102	7,533	102	96	7,335	29,340
乗 用 (新税率)	営業用	30	1	0	1	0	0	1	7	
		元	4	0	4	0	0	4	28	
		2	5	0	5	0	3	2	14	
乗 用 (新税率)	自家用	30	8,030	9	8,039	9	161	7,869	84,985	
		元	11,393	14	11,407	14	243	11,150	120,420	
		2	15,010	22	15,032	22	319	14,691	158,663	
貨 物 用 (新税率)	営業用	30	122	0	122	0	0	122	464	
		元	170	0	170	0	0	170	646	
		2	208	0	208	0	0	208	790	
貨 物 用 (新税率)	自家用	30	2,883	33	2,916	33	23	2,860	14,300	
		元	3,970	43	4,013	43	29	3,941	19,705	
		2	5,117	58	5,175	58	39	5,078	25,390	

備考 7月1日現在の現年課税分

区分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一般	官公署	計 (1)						
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	乗用	営業用 (重課税率)	30 元 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
		自家用 (重課税率)	30 元 2	11,168 11,782 12,805	20 20 21	11,188 11,802 12,826	20 20 21	271 290 320	10,897 11,492 12,485	140,571 148,247 161,057
	貨物用	営業用 (重課税率)	30 元 2	127 131 146	0 0 0	127 131 146	0 0 0	2 1 2	125 130 144	563 585 648
		自家用 (重課税率)	30 元 2	8,879 8,916 9,056	69 80 85	8,948 8,996 9,141	69 80 85	113 106 108	8,766 8,810 8,948	52,596 52,860 53,688
	乗用	営業用 (75%軽課)	30 元 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		自家用 (75%軽課)	30 元 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	貨物用	営業用 (75%軽課)	30 元 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		自家用 (75%軽課)	30 元 2	0 1 1	0 0 0	0 1 1	0 0 0	0 0 0	0 1 1	0 1 1
	乗用	営業用 (50%軽課)	30 元 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		自家用 (50%軽課)	30 元 2	613 562 497	1 3 2	614 565 499	1 3 2	12 7 8	601 555 489	3,245 2,997 2,641
	貨物用	営業用 (50%軽課)	30 元 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		自家用 (50%軽課)	30 元 2	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	乗用	営業用 (25%軽課)	30 元 2	0 1 0	0 0 0	0 1 0	0 0 0	0 0 0	0 1 0	0 5 0
		自家用 (25%軽課)	30 元 2	1,496 1,660 1,720	0 5 0	1,496 1,665 1,720	0 5 0	29 37 39	1,467 1,623 1,681	11,883 13,146 13,616
	貨物用	営業用 (25%軽課)	30 元 2	9 9 11	0 0 0	9 9 11	0 0 0	0 0 0	9 9 11	26 26 32
		自家用 (25%軽課)	30 元 2	147 170 90	0 1 2	147 171 92	0 1 2	0 0 0	147 170 90	559 646 342
	雪上用	営業用	30 元 2	2 2 2	0 0 0	2 2 2	0 0 0	0 0 0	2 2 2	7 7 7
		自家用	30 元 2	3,284 3,341 3,336	5 5 4	3,289 3,346 3,340	5 5 4	0 0 0	3,284 3,341 3,336	7,882 8,018 8,006
	小型特殊 (その他)	営業用	30 元 2	483 478 487	12 12 12	495 490 499	12 12 12	0 0 0	483 478 487	2,850 2,820 2,873
		自家用	30 元 2	3,400 3,404 3,424	22 23 24	3,422 3,427 3,448	22 23 24	2 1 1	3,398 3,403 3,423	20,388 20,418 20,538

(2) 環境性能割

区 分	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度
環 境 性 能 割	—	—	9,652 千円

6 利子割交付金

区 分	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度
長 野 県 全 体	462,620 千円	536,361 千円	247,480 千円
松 本 市	61,415 千円	71,417 千円	32,934 千円

7 配当割交付金

区 分	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度
長 野 県 全 体	1,104,402 千円	911,699 千円	1,089,216 千円
松 本 市	146,645 千円	121,483 千円	144,853 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度
長 野 県 全 体	1,198,621 千円	765,502 千円	626,108 千円
松 本 市	159,219 千円	102,142 千円	83,160 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度
交 付 金	29,681 千円	30,014 千円	29,854 千円

10 口座振替納付の状況調(令和元年度振替済分)

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件数	31,019 件	28.5 %
	税額	1,796,553 千円	39.3 %
固定資産税 都市計画税	件数	181,462 件	49.0 %
	税額	8,772,184 千円	50.4 %
軽自動車税 (全期)	件数	20,933 件	20.9 %
	税額	125,544 千円	18.7 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	9,621 件	7,387 件	6,968 件	7,043 件
	595,848 千円	397,739 千円	393,416 千円	409,550 千円
固定資産税 都市計画税	52,532 件	43,946 件	43,134 件	41,850 件
	3,048,438 千円	1,932,348 千円	1,918,638 千円	1,872,760 千円
軽自動車税 (全期)	20,933 件			
	125,544 千円			

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	103,608 件	47.8 %
	税額	2,506,329 千円	53.3 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	12,310 件	12,147	12,053	11,314	11,274	11,274	11,160	11,101	10,975
	297,938 千円	289,211	287,544	274,918	273,490	273,106	271,366	270,065	268,691

11 市税の徴収に要する経費

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
税 収 入 額	1 市 税	36,623,487 千円	36,693,507 千円	37,323,830 千円
	2 個 人 県 民 税	9,129,747	9,156,949	9,338,497
	3 計	45,753,234	45,850,456	46,662,327
市税及び個人県民税に係る徴税経費	4 基 本 給	315,570	310,419	305,387
	5 諸 手 当	189,412	185,572	189,251
	(1) 超 過 勤 務 手 当	20,453	19,256	21,553
	(2) 税 務 特 別 手 当	0	0	0
	(3) そ の 他 の 手 当	168,959	166,316	167,698
	6 そ の 他	128,890	131,995	131,380
	7 小 計	633,872	627,986	626,018
	8 旅 費	621	770	644
	9 賃 金	5,885	5,317	5,303
	10 そ の 他	309,530	254,960	320,976
	11 小 計	316,036	261,047	326,923
	12 前 納 報 奨 金 ・ そ の 他	62	54	52
	13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	62	54	52
	そ の 他	161,692	186,012	184,329
	17 合 計	1,131,662	1,075,099	1,137,322
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納 税 通 知 書 数 に よ る 金 額	-	-	-
	19 納 税 義 務 者 数 に よ る 金 額	358,644	362,943	366,465
	20 徴 収 額 に よ る 金 額	-	-	-
	21 平 成 18 年 度 課 税 以 前 の 滞 納 繰 越 分 に よ る 金 額	76	166	49
	22 配 当 割 額 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 額 控 除 に よ る 還 付 ・ 充 当 金 額	2,913	4,335	3,163
23 合 計	361,633	367,444	369,677	
24 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-23)		770,029	707,655	767,645
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.5 円	2.3 円	2.4 円
市税に係る徴税経費 (百円当たり)		2.1 円	1.9 円	2.1 円

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止
 県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和2年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び 税額証明	営業証明 (法人)	納税証明 (一般)	納税証明 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に関 する証明 (加算分)	車庫証明	登記用 通知	合 計
29	54,889 (11,331)	361	8,095	9,658	7,767 (367)	11,861 (460)	0	12,077	104,718
30	45,277 (9,740)	445	8,891	9,221	8,741 (265)	12,093 (275)	0	11,296	95,964
元	37,088 (8,936)	388	8,583	9,337	8,795 (523)	11,205 (708)	0	12,603	87,999

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
土地図面の閲覧及び複写交付		797	1,185	794

VI 参考資料 市税の変遷

税目	年度		平成30年度		
	区分				
市	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	2,200,000円(給与収入10,000,000円超)		
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除 (限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)	
			(2)セルフメディケーション税制 (限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	所得控除	生命保険料控除	①旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
②新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算			(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円	
		各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに) 70,000円		
民	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)			
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
		特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
		同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)		
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
	配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円 330,000円			
	税人	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 (1) 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 (2) 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
		均等割	3,500円〔合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人〕		
		税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%		
税率人	均等割	資本金等の額	従業員数		
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	
		(9) 50億円超	50人以下	410,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私券証券投資信託に係るものを除く		
	当	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金－2000円)×6%				
申告特例控除	特例控除* (課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)×3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)] －(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	合計所得金額1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				

税目	年度		平成30年度																																										
	区分																																												
固定資産税	税率	1.4%																																											
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円																																						
	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法				農地	評価負担水準	負担率																																				
		70%超	評価額の70%まで引下げ					90%以上	1.025																																				
	住宅地	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き				80～90	1.05																																					
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%				70～80	1.075																																					
	その他	100%以上	本則課税となり引下げ				70未満	1.10																																					
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額<A>×5% ①②のいずれか低い額																																										
		20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																										
			<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。																																										
		$*負担水準 = \frac{\text{平成29年度課税標準額}}{\text{平成30年度評価額} \times \text{特例}}$																																											
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		2. 三輪以上の軽自動車			単位(円)																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100</td> <td>3,900</td> <td>4,600</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200</td> <td>10,800</td> <td>12,900</td> <td>2,700</td> <td>5,400</td> <td>8,100</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500</td> <td>6,900</td> <td>8,200</td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>1,300</td> <td>2,500</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000</td> <td>3,800</td> <td>4,500</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	④	⑤	⑥	三輪のもの	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900
	①	②	③	④	⑤	⑥																																							
三輪のもの	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000																																							
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100																																						
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200																																						
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800																																						
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900																																						
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{5,262\text{円}}{1,000\text{本}}$ 4～9月	$\frac{5,692\text{円}}{1,000\text{本}}$ 10～3月	$\frac{4,000\text{円}}{1,000\text{本}}$ 旧3級品の紙巻たばこ																																								
	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																											
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																												
都市計画税	税率	0.2%																																											
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																											
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																											
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																								
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	580,000円																																								
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円																																								
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円																																								

税目	年度		令和元年度	
	区分			
収入より 控除	青色専従者	完全給与額		
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
給与所得控除	最低	650,000円		
	最高	2,200,000円(給与収入10,000,000円超)		
所得 市控 除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来医療費控除 (限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制 (限度額88,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算 (2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
地震保険料	各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに)70,000円			
基礎	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
	障・寡・勤	障・寡・勤各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)		
	扶養	330,000円(16歳以上)		
	特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)		
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)		
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円			
民 税	個人	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
	均等割	3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)		
	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%		
	法人 均等割	資本金等の額	従業員数	
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
(2) 1千万円以下		50人超	120,000円	
(3) 1千万円超1億円以下		50人以下	130,000円	
(4) 1千万円超1億円以下		50人超	150,000円	
(5) 1億円超10億円以下		50人以下	160,000円	
(6) 1億円超10億円以下		50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下		50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下		50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超		50人以下	410,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円		
配当 控除	配	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%		
	当	※私募証券投資信託に係るものを除く		
住宅借入金等 特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額			
	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村・……・{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等……(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等 譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の 調整措置	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)) －(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			

税目	年度		令和元年度																																																																
	区分																																																																		
固定資産税	税率	1.4%																																																																	
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円																																																													
	その他	商業地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価負担水準</th> <th>課税標準額算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%超</td> <td>評価額の70%まで引下げ</td> </tr> <tr> <td>60%以上～70%以下</td> <td>前年度課税標準額据え置き</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%</td> </tr> </tbody> </table>	評価負担水準	課税標準額算出方法	70%超	評価額の70%まで引下げ	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価負担水準</th> <th>負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>80%～90%</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>70%～80%</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70%未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table>	評価負担水準	負担率	90%以上	1.025	80%～90%	1.05	70%～80%	1.075	70%未満	1.10																																													
		評価負担水準	課税標準額算出方法																																																																
70%超	評価額の70%まで引下げ																																																																		
60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き																																																																		
60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%																																																																		
評価負担水準	負担率																																																																		
90%以上	1.025																																																																		
80%～90%	1.05																																																																		
70%～80%	1.075																																																																		
70%未満	1.10																																																																		
住宅地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価負担水準</th> <th>課税標準額算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>本則課税となり引下げ</td> </tr> <tr> <td>20%以上100%未満</td> <td>①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%</td> </tr> </tbody> </table>	評価負担水準	課税標準額算出方法	100%以上	本則課税となり引下げ	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																																										
評価負担水準	課税標準額算出方法																																																																		
100%以上	本則課税となり引下げ																																																																		
20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額																																																																		
20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																																																		
<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成30年度課税標準額}}{\text{令和元年度評価額}} \times \text{特例}$</p>																																																																			
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		2. 三輪以上の軽自動車 (単位:円)																																																															
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>原付</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪の軽自動車・雪上車</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪の小型自動車</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>	原付	50cc以下	2,000		50cc超90cc以下	2,000		90cc超125cc以下	2,400		ミニカー	3,700	小型特殊	農耕作業用	2,400		その他	5,900		二輪の軽自動車・雪上車	3,600		二輪の小型自動車	6,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100</td> <td>3,900</td> <td>4,600</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>四輪 乗用</td> <td>7,200</td> <td>10,800</td> <td>12,900</td> <td>2,700</td> <td>5,400</td> <td>8,100</td> </tr> <tr> <td>四輪 貨物</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>1,300</td> <td>2,500</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>四輪 乗用</td> <td>5,500</td> <td>6,900</td> <td>8,200</td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>四輪 貨物</td> <td>3,000</td> <td>3,800</td> <td>4,500</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> <td>2,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減 ⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費基準+15%達成・25%軽減 ※④～⑥は、H30.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。</p>		①	②	③	④	⑤	⑥	三輪のもの	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	四輪 乗用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	四輪 貨物	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800	四輪 乗用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	四輪 貨物	3,000	3,800	4,500	1,000
原付	50cc以下	2,000																																																																	
	50cc超90cc以下	2,000																																																																	
	90cc超125cc以下	2,400																																																																	
	ミニカー	3,700																																																																	
小型特殊	農耕作業用	2,400																																																																	
	その他	5,900																																																																	
	二輪の軽自動車・雪上車	3,600																																																																	
	二輪の小型自動車	6,000																																																																	
	①	②	③	④	⑤	⑥																																																													
三輪のもの	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000																																																													
四輪 乗用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100																																																													
四輪 貨物	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800																																																													
四輪 乗用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200																																																													
四輪 貨物	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900																																																													
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等		旧3級品の紙巻たばこ																																																															
	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																																																	
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																																																		
都市計画税	税率	0.2%																																																																	
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																																																	
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																																																	
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																																														
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	610,000円																																																														
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円																																																														
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円																																																														

税目	年度		令和2年度			
	区分					
市	収入より 控除	青色専従者	完全給与額			
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
		給与所得控除	最低	650,000円		
	最高		2,200,000円(給与収入10,000,000円超)			
	所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
		医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来医療費控除 (限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)	
				(2)セルフメディケーション税制 (限度額88,000円)		支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
		社会保険料	支払った金額の全額			
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
		生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約)	・一般生命保険	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額
				・個人年金保険	(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
			それぞれで計算	(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円	一律35,000円
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)	・一般生命保険	(1) 12,000円以下	支払保険料の全額	
			・個人年金保険	(2) 12,000円を超え32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円	
	・介護医療保険	(3) 32,000円を超え56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円	一律28,000円		
それぞれで計算	(4) 56,000円を超える場合					
各保険料控除全体での控除適用限度額		(新・旧契約ともに)70,000円				
地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円					
障・寡・勤	障・寡・勤各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)					
扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)				
	特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)				
同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)					
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)					
配偶者特別	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円					
基礎	330,000円					
民	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
		均等割	3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から			
率	人	均等割	資本金等の額	従業員数		
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	
			(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	
			(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	
			(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	
			(9) 50億円超	50人以下	410,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円				
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%			
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%			
住宅借入金等特別税額控除	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く					
	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額					
寄附金控除	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額					
	(2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額					
申告特例控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5}					
	県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金－2000円)×6%					
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用					
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5					
所得割課税の調整措置	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ))					
	－(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)					
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)					
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)					

税目	年度		令和2年度						
	区分								
固定資産税	税率	1.4%							
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円			
	その他	商業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率
			70%超	評価額の70%まで引下げ		90%以上		1.025	
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き		80%～90%		1.05	
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%		70%～80%	1.075		
			評価負担水準		課税標準額算出方法		70%未満	1.10	
			100%以上	本則課税となり引下げ					
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%							
		$\langle A \rangle \dots$ 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{令和元年度課税標準額}}{\text{令和2年度評価額}} \times \text{特例}$							
軽自動車税	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)					
		原付	50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700	三輪のもの	① 3,100 ② 3,900 ③ 4,600 ④ 1,000 ⑤ 2,000 ⑥ 3,000	四輪乗用	① 自家用 7,200 ② 営業用 5,500	③ 12,900 ④ 8,200 ⑤ 2,700 ⑥ 5,200	
	小型特殊	農耕作業用 2,400 その他 5,900	四輪貨物	① 自家用 4,000 ② 営業用 3,000	③ 6,000 ④ 4,500 ⑤ 1,000 ⑥ 2,900	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成 貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減 ⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成 貨物:2015年度燃費年度基準+15%達成・25%軽減 ※④～⑥は、H31.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。			
環境性割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%								
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 4～9月 5,692円 / 1,000本		10～3月 6,122円 / 1,000本					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様							
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円								
都市計画税	税率	0.2%							
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの							
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。							
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額				
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	630,000円				
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円				
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円				

市 税 概 要

令和2年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本